

役員 の 状 況 (令和 2 年 4 月 1 日現在)

1 役 員

独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）には、現在下表のとおり、理事長 1 人、理事 5 人、監事 2 人の役員が置かれています。

理事長及び監事は厚生労働大臣が任命し、理事は理事長が任命します。

理事長は、機構を代表し、業務を総理し、職員を任命します。理事は、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、監事は機構の業務を監査することとされています。

役 職 名	氏 名	前 職 歴
理事長（定数 1 人、任期：中期目標期間の末日まで）	有 賀 徹	昭和大学病院院長
理 事（定数 5 人、任期：2 年）	代 田 雅 彦	宮城労働局長
	佐 藤 朗	(公社) 地域医療振興協会練馬光が丘病院事務部長
	大 西 洋 英	秋田大学大学院医学系研究科教授
	中 島 和 江	大阪大学医学部附属病院中央クオリティマネジメント部教授
	佐々木 邦 臣	労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室長
監 事（定数 2 人、任期：令和 6 年度財務諸表承認日まで） (非常勤)	遠 藤 和 夫	(一社) 日本経済団体連合会労働政策本部副本部長
	藤 川 裕 紀 子	藤川裕紀子公認会計士事務所所長

2 役員 の 給 与 等

(1) 給 与

給与の種類	支 給 基 準 等
ア 本俸	次の月額により支給 本俸月額（単位：千円） 理事長 1, 0 2 6 理 事 8 3 7 監 事 7 1 7 (非常勤) 2 4 8
イ 特別調整手当	本俸 × 0. 1 0
ウ 通勤手当	一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に準じて支給
エ 期末手当	[(本俸月額 + 特別調整手当月額) + (本俸月額 × 0. 25) + {(本俸月額 + 特別調整月額) × 0. 2}] × 支給割合
オ 勤勉手当	

(2) 退職手当

退職の日における本俸月額 × 0. 125 × 0. 837 × 在職期間（月数） × 厚生労働省独立行政法人評価委員会が決定する業績勘案率（0. 0 から 2. 0 の範囲内）

※ 非常勤監事は退職手当の支給はない。